

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人泉佐野地球交流協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府泉佐野市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、世界の国々・地域・人々との出会いを求め、より積極的・計画的に親善・交流・連帯を深め、ふれあいを大切にし、地球規模での平和と繁栄・福祉・幸福に寄与することを目的とするとともに、「人間味あふれる地球都市泉佐野」を創造することにある。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 国の内外を問わず、地域・人々との親善・交流の推進。
- (2) 親善・交流のための情報の収集、および調査・研究を行い周知すること。
- (3) 友好、ならびに姉妹都市の推進。
- (4) 既に親善・交流を進めている個人・団体との相互連絡・調整および支援。
- (5) その他、この協会の目的達成に必要とすること。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、泉佐野市に在住・在勤・通学する個人および泉佐野市に所在する団体、法人。ただし、上記以外であっても、泉佐野を愛するものであれば個人、団体、法人を問わず会員となる事が出来る。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体、法人。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体、法人が消滅したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事の内1名を理事長、3名以内を副理事長とし、1名を会計とすることができる。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長、会計は理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 会計は、この法人の会計業務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第 14 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 15 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 16 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問および相談役など)

第 17 条 役員その他、この法人に顧問・相談役並びに企画室長、運営委員をおくことができ、理事長が委嘱することとする。

- 2 顧問および相談役は、この協会の事業・運営について助言する。
- 3 企画室長は企画会議を開催し、この法人の長期ビジョンにたつて、この協会の企画立案を行う。
- 4 運営委員は、この法人の具体的運営を行う。

第 4 章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第12条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 理事会は理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 理事会の議事は出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第34条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって表決することができる。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席した理事の数（理事総数、出席者、書面表決者数及び出席者氏名を明記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と

ともに署名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 委託金、補助金、助成金
- (3) 入会金及び会費
- (4) 寄附金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第37条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 資産の管理にあたり、特別会計を設けることができる。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第40条 前条に規定する活動予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算に剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第45条 事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第48条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決したものに、帰属させるものとする。

第9章 雑則

(公告)

第49条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

個人会員	入会金	0円	会費	1口	2,000円
学生会員	入会金	0円	会費	1口	1,000円
団体会員	入会金	0円	会費	1口	10,000円
法人会員	入会金	0円	会費	1口	10,000円

(2) 賛助会員

賛助会員	入会金	0円	会費	1口	10,000円
個人会員の家族	入会金	0円	会費		1,000円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成16年5月の通常総会終結の時とする。

(1) 理事長 氏名 吉川 龍作

(2) 副理事長 氏名 赤木 攻

(3) 理事 氏名 池内 正枝、大藏 永康、菊川 浩史、呉竹 正、佐藤 憲成、
辻 順子、永井 滉一、古谷 和道

(4) 監事 氏名 森田 將 山瀬 治

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

この定款は平成18年5月28日から施行する。

この定款は平成25年10月24日から施行する。

この定款は平成29年5月28日から施行する。